

第3章 計画策定の基本方向

1. 基本的視点

この計画の策定にあたっては、次の六つを基本的視点としています。

(1) 家庭と地域の育てる力を構築する

核家族化の進行や近隣関係の希薄化等により、家庭における子育ての方法や文化の継承が困難になっており、子育てに不安や負担を感じる家庭が増えています。子育てに伴う喜びが実感でき、家族それが成長していくためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がともに子育てを行い、家族の絆を深め、家庭の子育て力を高めることが重要です。

また、子育て家庭を取り巻く地域が積極的に子育ての意義を理解し、地域における活動を通じて、子育てのネットワークづくりや、親同士が相互支援できる共助社会を構築するとともに、子どもが安全に、安心して育ち、ふるさと意識が持てるまちづくりを進めることが大切です。

さらには、家庭は地域社会の一員であり、自らも地域活動に参加し、地域社会を担っていくことが必要です。

(2) 一人ひとりの子どもを尊重する

いじめや児童虐待、また子どもが子どもを傷つけるなど悲惨な事件が後を絶ちません。子どもはかけがえのない価値と尊厳を持っており、子どもを大切にする社会は、だれもが幸せに暮らすことができる社会でもあります。川崎市では、子どもが安心して、自分らしく育ち、学び生活していくために、全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもの権利の保障を図っています。

この条例の主旨を十分に踏まえ、子ども一人ひとりを大切にし、子どもの権利が最大限に尊重されるよう取り組んでいく必要があります。

とりわけ、被虐待児童や要保護児童、障害児など、特に支援を必要とする子どもに対しては、権利の保障について、十分に配慮していくことが重要です。

(3) 次代の親を育む

家庭の教育力が低下し、子どもの問題行動の背景に未熟な父親母親の存在があることが指摘されています。かつて親のありようは、その役割や責任と共に地域

社会あるいは家族の日常生活の中で自然に次世代に伝えられてきました。しかし、都市化・核家族化が進んだ今日では、乳児を一度も抱いた体験のない男女が親になることも珍しくありません。その上、産業構造の変化、女性の社会進出、家事の合理化等、社会状況の著しい変化に伴い、地域社会にも家庭にも、次代の親を育てる仕組みが脆弱化してきている傾向にあります。

このような中、男女がともに現代の社会状況に相応し家庭の機能を考え、子どもを育てることの意義を学習し、あるいは実際に乳児の世話を体験して幼い者を慈しむ心を育むなど、次代の親を育てるプログラムを用意する必要があります。

(4) 多文化共生の子育てを進める

川崎市には、在日韓国・朝鮮人をはじめ、約 27,000 人の外国人が暮らしており、国籍も 100 か国以上に及びます。

外国人市民も自治の担い手であり地域創造のパートナーとして位置付け、外国人市民の市政参加を推進し、相互に理解しあい、ともに生きる地域社会を形成するため、川崎市では「外国人市民代表者会議」を設置し、多文化共生の地域社会づくりを積極的に推進しています。

子育てにおいても、地域の中で協働し、理解し合えるよう、外国人市民のニーズに対応した支援策を進めていく必要があります。

(5) 地域の特性を生かす

川崎市は、東京都と横浜市に隣接し、多摩川に沿って南北に細長い市域で形成されています。市南部は京浜工業地帯の中核として、我が国の産業経済発展の一翼を担い、また市中北部は多摩丘陵を基軸とした緑豊かな環境と、東京や横浜への交通利便性の高さから住宅地域として発展し、現在では人口 130 万人を擁する大都市に成長しています。このような地理的特性から、地域によって、人口や産業の構造、住環境、文化的な背景などの生活にかかる諸要素にもそれぞれ違いや特色が生じています。

次世代育成支援対策の推進にあたっても、こうした地域の特性に配慮することが必要です。例えば、市内をみると、年少人口比率では高津区以北が高く、中原区以南は低い。世帯構成では核家族の割合は宮前区、麻生区が高く、また三世代家族の割合は川崎区、幸区が高く、中原区以北は低いといった特性があります。

従って、子育て支援や子どもや家庭に関わる施策においても、地域の持つ特性や資源、環境などを生かし、さらにそれぞれニーズに応じた施策を展開していく必要があります。

(6) 地域や社会の資源を有効に活用する

地域や社会の資源を有効に活用することは、地域の子育て力やネットワークをより強化し、ひいては地域の活性化につながることとなります。

川崎市においては、保健福祉センター、保育所、幼稚園、こども文化センターなどの施設がそれぞれの地域の中に存在しており、地域における子育て家庭への支援を行っています。

また、自治会組織や社会福祉協議会等においても地域事情に即した子育て支援を展開しています。

さらには近年、地域における子育てサークル等自主的なグループの活動が活発化し、NPO 法人などの団体も増え、民間事業者の活動も盛んになるなど、新たな地域資源が生まれてきています。

このように、川崎市には地域における豊かな社会的資源があり、これらの資源を十分かつ効果的に活用するためには、資源と資源を結び、連携を図るための仕組みづくりや活動をサポートする人材の育成と専門性の向上が必要です。



2. 基本理念

川崎市が次世代育成支援対策を推進するにあたり、目指すべき都市像（基本理念）を次のとおり掲げます。

「小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき」

次代の社会を担う子どもたちの幸せな笑顔は、人々の心を明るくし、優しさや希望を与えてくれます。また、生まれてきた命が、家庭や地域、社会で愛され、『川崎のまち』で、いきいきと心豊かに育っていくことは、私たちだれもの願いです。

核家族化の進行や、就労環境の変化、近隣関係の希薄化などを背景に、子どもやその家庭を取り巻く環境が一段と厳しさを増しており、このような中、子どもの幸せを第一に考え、子どもの育成や子育てを社会全体で支援していくことが重要かつ緊急の課題であります。

次世代育成は、家庭が基本であるという認識のもとに、子育てを単に家庭の問題とせず、地域のだれもが子育てに関心を持ち、ふれあい、支えあうことで、子どもたちが健やかに成長し、子育てに伴う喜びが実感でき、夢が持てるよう支援していくことが大切です。

川崎市においては、子育てを通して、地域の人々の心と心が響きあい、子どもたちの小さな命が、大きな未来に向かって、たくましく育ち育てるまちをめざして、次世代育成支援対策に取り組んでいきます。



3. 基本目標

基本理念を実現するために、次の六つを基本目標に据え、総合的な施策を展開します。

(1) 子どもの権利を尊重する社会づくり

子どもは私たちの社会の次代を担う存在であり、大人とともに社会を構成するパートナーです。

こうした子どもたち一人ひとりが安心して生活し、一人の人間としてよりよく生きるために、子ども自身が権利について学ぶとともに、子どもの権利を保障する社会づくりに向けた大人の意識の向上が求められています。

「川崎市子どもの権利に関する条例」の前文でも、「子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって自分を自分として実現し、自分らしく生きていくうえで不可欠なものである。子どもはその権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。」と高らかに謳っています。

川崎市は市民と協働して、この「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもたち一人ひとりの権利を尊重し、子どもが主体的に参加できる社会づくりを今後も積極的に進めていきます。

また、重大な人権侵害であり、子どもの心身の健全な成長を阻害し、時にはその生命までも奪う児童虐待やいじめなどの権利侵害の防止・救済に向けた取組を積極的に行っていきます。

(2) 家庭の育てる力を支える仕組みづくり

家庭は子どもにとって安全に食事や休息などの生理的欲求を満たし、基本的生活習慣を身につけるなど初期の社会化を図る場です。また、心の安らぎや抛りどころなど精神的安定を得る場であり、子どもはこれらの機能を備えた家庭で生活することで基本的な育ちが支えられます。

しかし、核家族化の進行や就労環境の変化、価値観の多様化などで、家庭におけるこれらの機能が弱くなってきており、「家庭の子どもを育てる力」を育み、支えることが重要な課題となっています。そのために、若い世代から子育てについて学習、体験する機会を充実させ、男女が互いによきパートナーとして協力し家庭を築き、ともに家事・育児を担えるよう意識の醸成を図っていきます。

また、親が子どもとともに生活する時間にゆとりを持つことが大切であり、働き方の見直しを含め、男女ともに子育てしやすい就労環境の促進を図るとともに、多様なニーズに応じた保育サービスを提供していきます。

さらには、特別な援助を必要とする家庭に対しては、それぞれの状況に応じた適切な支援を行っていきます。

(3) 子育て家庭を支援する地域づくり

子育ての基本は家庭にありますが、核家族化の進行等により、家庭における子育て力が低下している状況においては、地域がさまざまな子育て支援事業を展開し、子育て家庭を地域で支援していくことが求められています。

そのためには、地域の人々が子育てへの関心・理解を深め、子どもや子育て家庭を温かく見守り、支える地域社会を形成していくことが必要です。地域で培われてきた子育て力や保育所、幼稚園などの資源を有効に活用し、子育てネットワークづくり、相談体制・情報提供の充実、子育てサークルや子どもに関わる地域活動団体の育成などに取り組んでいきます。

(4) 親と子の心とからだの健康づくり

次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つためには、親になる前の思春期から妊娠、出産、育児にわたっての一貫した支援とともに、乳幼児期からの健康づくりを推進していくことが重要です。

妊娠期を安心して過ごし、安全に出産し、子育てが順調に行われるよう、健康診査や相談、教育を充実させ、仲間づくりを推進するとともに、乳幼児期からの健康づくりが生涯にわたっての基礎になることを啓発していきます。

また、思春期の男女やその保護者に対し、心身の発達や性に関する不安や悩みに応じる相談を充実するとともに、思春期保健の普及・啓発などを図っていきます。

(5) 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり

子どもは自ら育つ力を持って生まれ、さまざまな人との関わりの中で自分も他の人も大切にする豊かな心や社会性を身につけ、それぞれの個性を伸ばしていくものです。子どもたちが個性を發揮し、自立心や社会性、倫理観を養い、お互いに思いやり尊重する心や、たくましく生きる力を育めるよう教育環境の充実を図っていきます。

また昨今は、核家族化、少子化、都市化等の進展に伴い、子ども同士の遊びやスポーツに親しむ機会、自然とのふれあいなどが少なくなっています。子どもは、遊びや自然体験、文化・芸術活動、スポーツ活動などを通して、豊かな人間性や社会性、創造性を育んでいくものです。子どもたちが健やかに育つよう、家庭・学校・地域・行政などが連携し、さまざまな遊びや体験の場の整備と機会の提供

に取り組んでいきます。

(6) 子どもと子育てにやさしいまちづくり

子どもを安心して生み育てるためには、良好で快適な居住環境の確保や、安全で安心して外出できる都市環境の整備が重要です。

子育て家庭に配慮した住宅の供給や、子どもを連れて外出しやすい道路交通環境、公共施設の整備などを進めるとともに、子どもの安全を確保するための交通安全教育や防犯活動等を推進していきます。



【施策体系】

基本理念

基本目標

施策の方向

小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき

1. 子どもの権利を尊重する社会づくり

- (1) 子どもの権利の尊重
- (2) 子どもの参加の推進

2. 家庭の育てる力を支える仕組みづくり

- (1) 男女がともに担う子育ての推進
- (2) 子育てしやすい就労環境の整備
- (3) 多様な保育サービスの充実
- (4) 要支援家庭対策の充実
- (5) 経済的負担の軽減

3. 子育て家庭を支援する地域づくり

- (1) 地域における子育て家庭への支援
- (2) 相談・情報提供の充実と子育てネットワークづくり
- (3) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

4. 親と子の心とからだの健康づくり

- (1) 安心できる妊娠と出産
- (2) 親と子の健康づくり
- (3) 思春期の保健対策の充実

5. 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり

- (1) 家庭や地域の教育力の向上
- (2) 幼児・学校教育の充実
- (3) 遊びや体験の場の整備

6. 子どもと子育てにやさしいまちづくり

- (1) 子育てに配慮した住宅の整備
- (2) 安心して外出できる環境の整備
- (3) 子どもの安全を確保する活動の推進